平成２７年（フ）第３８７号
東京都町田市南成瀬３丁目16番地16メール南成瀬108
債務者　鈴木　翔馬
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５５２２号
東京都大田区西糀谷３丁目15－５－403
債務者　明石　　綾（旧姓小久保）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４号
静岡市清水区高橋４丁目５番17号　レオパレスｃｏｍｆｏｒｔ202、旧住所静岡市清水区庵原町121番地の３　レオパレス松花102
債務者　長島　紀子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０１７号
福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目５番１－406号　スカイシャトレ原町、前住所福岡県朝倉郡筑前町栗田1367番地15
破産者　楢橋　秀一
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１６号
福岡県春日市天神山４丁目171番地　みくに荘103号
破産者　野口　達生
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０２号
福岡市博多区博多駅前２丁目15番22号
破産者　平川　松丸
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙4112番地
破産者　山本　芳範
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１７４号
沖縄県宜野湾市長田１丁目28番15－205号　アパートメント長田ハイツⅠ、申立時の住所沖縄県宜野湾市志真志１丁目19番３－502号　マンション志真志ヒルズ
破産者　大城　正仁
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１２号
青森県北津軽郡鶴田町大字木筒字西柳川61番地７
破産者　葛西　敏夫
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
青森県五所川原市大字沖飯詰字帯刀34番地２
破産者　秋田　武彦
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
青森県五所川原市大字姥菟字船橋45番地39
破産者　藤森　瑞恵
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
新潟県加茂市矢立５番８号
破産者　涌井　　智
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２８号
石川県輪島市河井町６部88番地36
破産者　道端　慶子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第１４２号
静岡県沼津市西沢田432番地　佐藤マンション107、前住所静岡県沼津市下河原町54番地
破産者　加藤　則広
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９４号
福岡県柳川市大和町皿垣開1599番地、前住所福岡県柳川市大和町皿垣開1601番地２
破産者　松藤　教行
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３９５号
福岡県柳川市大和町皿垣開1599番地、前住所福岡県柳川市大和町皿垣開1601番地２
破産者　松藤可奈子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６５６号
大分市大手町３丁目２－25リファレンス大手町1002号
破産者　柳田　慎吾
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部